

著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料

情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、電子計算機における著作物の利用に付随する利用、学校その他の教育機関における公衆送信、美術の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるほか、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約に対応するため、視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を拡大する。

- I. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
【30条の4、47条の4、47条の5等関係】
- II. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備 【35条等関係】
- III. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備 【37条関係】
- IV. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等
【第31条、第47条、第67条等関係】

問題の所在

○ IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置づけられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。

○しかし、現在の著作権法は、著作権者の許諾無く利用できる場合に関する規定（権利制限規定）を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定している。



○このため、類似の行為でも条文上明記されていなければ、形式的には違法となり、利用の萎縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘がある。

< 新たな著作物利用ニーズの例 >

- 所在検索サービス
- 情報解析サービス
- AIによる深層学習
- リバーシ・エンジニアリング(※) 等

(※)ソフトウェアの調査・解析のため、コンピュータ言語で書かれた内容を人間が読むことができる言語に変換等をする行為。

○環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、柔軟な権利制限規定の整備が求められてきた。
(平成26年5月自由民主党政務調査会知的財産戦略調査会「知的財産戦略調査会の提言とりまとめ」等)

○「知的財産推進計画2017」(平成29年5月、知的財産戦略本部)

・著作権法における柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会報告書(2017年4月)を受け、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定の整備を行うため、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。

検討の経緯

- 平成27年度 文化庁において広く国民から著作物利用の現在・将来のニーズを募集(企業等、個人から112件のニーズ提出)文化審議会に柔軟な権利制限規定について集中的・専門的に審議を行うためのワーキングチームを設置し、検討を開始
- 平成28年度 企業向けアンケート等、柔軟な権利制限の効果・影響に関する調査を実施
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ

(参考) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権法の改正の経緯

- 文部科学省において、これまで、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化を受け、著作物の利用の円滑化を図る観点から、これまでに以下のような制度改正を行ってきた。

平成21年(2009年)著作権法改正

○サーバー管理者による送信の障害防止等のための複製(第47条の5)

○インターネット情報検索のための複製等(第47条の6)

○電子計算機による情報解析のための複製等(第47条の7)

○電子計算機におけるキャッシュのための複製(第47条の8)

平成24年(2012年)著作権法改正

○写真の撮影等に付随して対象となる著作物の利用(第30条の2)

○著作物の適法利用のための検討の過程における利用(第30条の3)

○著作物利用に係る技術開発等の試験のための利用(第30条の4)

○ネットワークを通じた情報提供準備のための複製等(第30条の4)

(参考) インターネット情報検索サービスに係る経緯について

◆1990年代 国産検索エンジン(※)、Googleがサービス開始

- ・1997年 goo(国産)
- ・1998年 Yahoo!JAPAN(国産(gooのシステムを採用))
- ・2000年 Google日本語版

※ ネット上の他人の著作物を権利者に事前に許諾を得ることなく自社のサーバーに自動で収集・コピーし、配信する「ロボット型」検索(Googleと同様の「オプトアウト方式」)。その他「千里眼」(早稲田大学→アスキー)、ODIN(東京大学)、InfoNavigator(富士通)なども同じロボット型。

◆2000年代前半 Googleのシェアの拡大、国産エンジンの撤退

- ・2001年 Yahoo!JAPANがサーチエンジンをgooからGoogleに変更(※)

※ その後2004年に米Yahoo!のエンジンに変更し、2010年に再度Googleに変更。

- ・2003年 gooがサーチエンジンをgoogleに変更

そこでこの度、(中略)、検索サービスの土台となるWebデータベースを含む検索基本機能の見直しを図ることとし、保有するデータベース量や質などの観点から、Googleとの提携に至りました。
(「インターネット検索分野における戦略的提携について」2003年10月、株式会社NTT-X・Google)

◆2000年代後半 経産省プロジェクト開始・法改正要望・改正

- ・2007年 経済産業省「情報大航海プロジェクト」(※)開始

※ 大量の情報から必要な情報を的確に検索・解析するための技術の開発・実証を行うもの。

文化庁に著作権法改正要望

文化審議会著作権分科会で検討開始(3月)

知的財産推進計画2007に記載(5月)

- ・2009年 文化審議会著作権分科会報告書を取りまとめ(1月)

改正著作権法の成立・公布(6月)

- ・2010年 改正著作権法の施行(1月)

「この指摘(=インターネット検索サービスの日本におけるシェアを米国産の検索エンジンが占め、国産の検索エンジンが育たなかった理由として日本では著作権法の権利制限規定が整備されておらず、逐一権利者の事前の許諾(いわゆるオプトイン)により利用せざるを得なかった等の指摘)については、前提となる事実認識に誤認があることや検索エンジンサービスの我が国における発展の経緯等、調査研究において把握された事実からは、権利制限規定がなかったことが我が国における検索エンジンサービスの発展に全く影響がなかったと断ずることはできないにしても、米国産の検索エンジンが我が国において大きなシェアを占めた要因を権利制限規定の未整備に帰する合理性を見いだすことはできなかった。」

(「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月))

検討の視点

○権利制限規定の柔軟性を高めることにはメリット・デメリットの両面があるとの指摘や、我が国の法体系や社会状況等を踏まえてその効果・影響を吟味するべきとの意見を踏まえ、検討を実施。

<権利制限規定の柔軟性を高めることのメリット・デメリットについて>

「柔軟性が高まることにより立法を待たずに新たな利用行為に対応できる反面、法規範の予測可能性が低下し法が想定する行動と個人が現実に行う行動との間に乖離が生じやすくなるといった負の側面もあること、裁判に対する意識や司法制度等の海外との違い等の観点から、バランスの取れた仕組みを目指していくことが必要である。」(「次世代知財システム検討委員会報告書」(平成28年4月知的財産戦略本部))

- 我が国の法体系や社会状況等を多面的に考え、我が国に及ぶ実際の効果と影響を十分に吟味して最善の制度を模索するべき。(委員(産業界関係者))
- 柔軟な権利制限規定の導入により法の制定機能を立法から司法に移すことの妥当性や、著作権者の権利行使コストの増加に対してどう対応するのかについて議論が必要。(委員(権利者団体関係者))
- 日本には、アメリカのような司法による法規範形成を円滑に行うための仕組みがないため、著作権法だけ変えれば、社会全体の制度が噛み合わなくなり、弊害が拡大する。(委員(弁護士))

審議会における検討

※知的財産法・法曹関係者に加え、憲法、民法、刑法、法社会学、法と経済学等の分野の専門家が参画。

- 調査結果から、大半の企業や団体は高い法令順守意識と訴訟への抵抗感から、規定の柔軟性より明確性を重視していることが明らかとなった。
- また、我が国では国民に著作権に対する理解が十分に浸透していないことなどから、柔軟性の高い権利制限規定を整備した場合、過失等による権利侵害を助長する可能性が高まる。
- 我が国では法定損害賠償制度や訴訟費用の敗訴者負担制度もないため、訴訟しても費用倒れになることが多いという訴訟制度上の問題がある。このため、現在においても権利者は侵害対策に大きな負担を払っているとの報告があった。
- 立法と司法の役割については、公益に関わる事項や政治的対立のある事項については、司法府ではなく、民主的正統性を有する立法府において権利者の利益との調整が行われることが適当である。

我が国において最も望ましい「柔軟な権利制限」については、

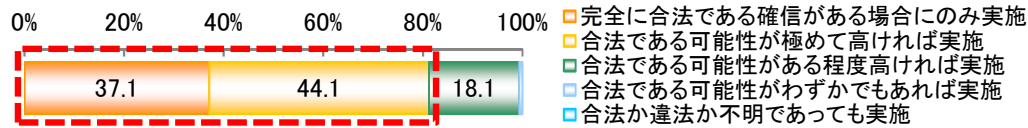
権利者に及ぶ不利益に応じて明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた規定を整備することが適当

(参考) 権利制限規定の柔軟性が社会に与える効果と影響等の分析 ～権利制限規定の柔軟性を高めることによる「公正な利用」の促進について～

○多くの企業は高い法令遵守意識と訴訟を提起されることに対する抵抗感を有しており、**法規範の明確性を重視する声**が強い。
○柔軟性のある権利制限規定の導入に関し、割合は小さいものの、訴訟リスクを採ることに積極的な企業等については、「公正な利用」の促進効果が一定程度期待できるということが言えるが、大半の企業や団体については、高い法令遵守意識や訴訟を回避する姿勢から、**柔軟性の度合いが非常に高いものに対してはそれほど大きな効果を認めていないもの**と評価できる。

著作物の利用状況と著作権意識等に関する調査(企業向け調査)の概要(※)

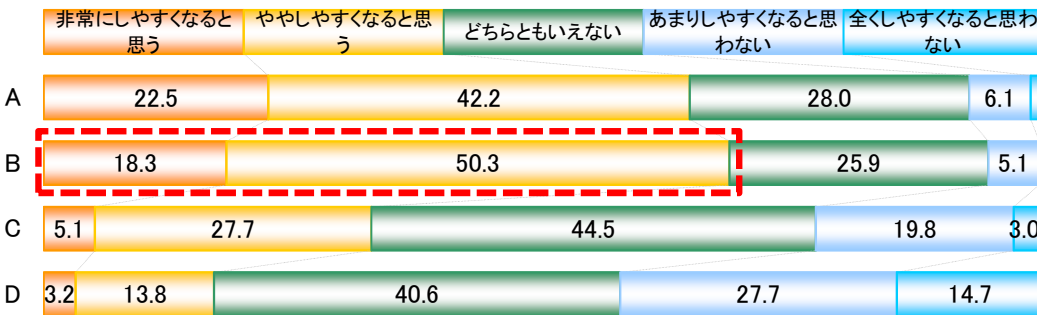
◆新事業展開におけるコンプライアンス意識



⇒完全に合法又は合法である可能性が極めて高くないと新事業を実施しないと回答した企業が約8割。

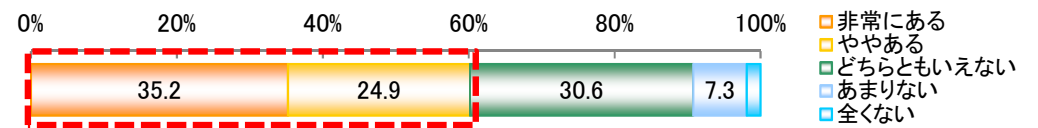
◆権利制限の規定ぶりに応じた事業展開のしやすさ

- A 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示す方法
- B 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものであれば適法となるようにする方法
- C 適法となるサービスの類型や条件を一定程度抽象的に示す方法
- D 適法となるサービスの類型や条件を具体的に示さず、判断要素とともに抽象的に示す方法



⇒事業展開がしやすいと感じる規定の在り方については、適法となるサービスの類型や条件を具体的に示すとともに、それ以外でもこれと同等のものも適法にする規定を、7割弱の企業が評価。

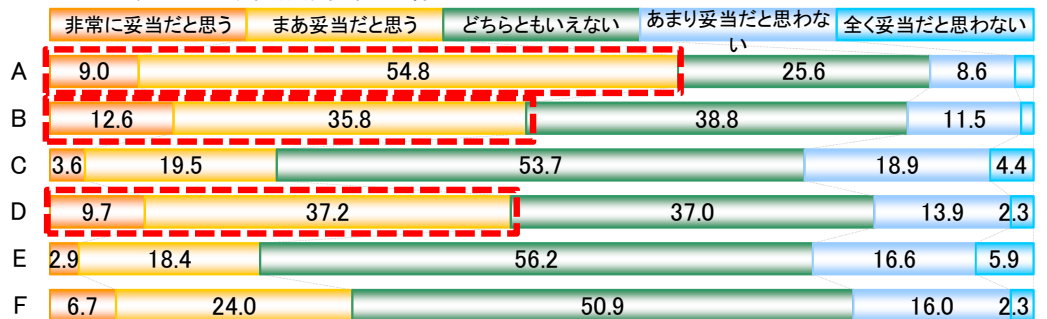
◆訴訟リスクを伴う業務実施に対する抵抗感



⇒訴訟の提起を受ける可能性のある業務の実施に抵抗・ためらいがあると回答した企業が約6割。

◆柔軟性のある規定を導入することの効果

- A 法律の柔軟な解釈・適用が可能となり、裁判等を通じて時代の変化に対応させやすくなる
- B 訴訟をするまで著作権侵害になる場合とならない場合の区別が難しくなり、利用が委縮する
- C 新しいビジネスを開拓しやすくなる
- D 訴訟が増え、それが著作権者や著作物の利用者にとって負担になる
- E 裁判所がルールを決めた方が、国会や政府で決めるよりも公正な判断が期待できる
- F 故意・過失による、著作権侵害が増える



⇒5割弱の企業が適法性の判断が難しくなり利用が委縮する、訴訟が増え負担になるとして消極的な面を挙げているが、同時に6割強の企業が時代の変化に対応させやすくなるとして積極的な面を評価。

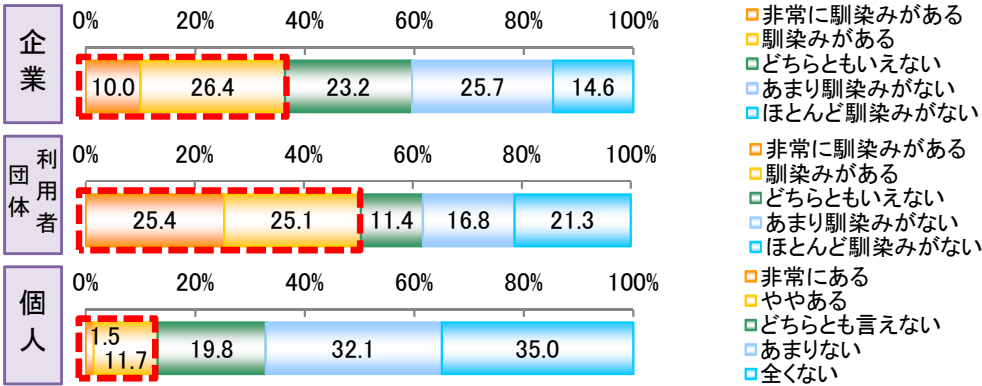
(参考) 権利制限規定の柔軟性が社会に与える効果と影響等の分析 ～権利制限規定の柔軟性を高めることによる「不公正な利用」の助長について～

○柔軟性のある権利制限規定の整備により、少なくとも、著作権法に対する理解が十分でない者や適法性が不明な利用に対し積極的な者における過失等による権利侵害を助長する可能性が相当程度あり、権利者において権利の救済を得るために訴訟を提起するなど追加的なコストを払うか、やむを得ず侵害を放置するかのいずれかを選択せざるを得ず、社会的費用が増加。

著作物の利用状況と著作権意識等に関する調査の概要(※)

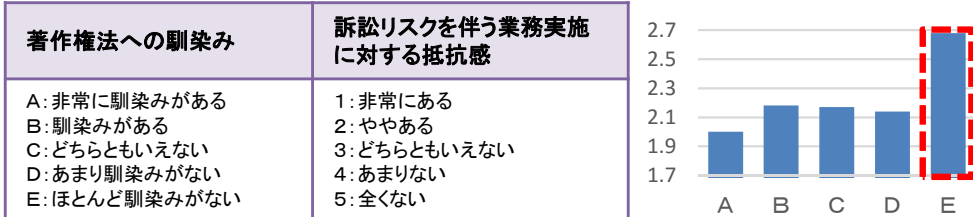
アンケート調査結果

◆著作権法に対する理解度



⇒著作権法に馴染みがあると回答した企業は約4割、利用者団体は約5割、個人利用者は約1割。
(著作権法の基本的な制度に関する質問においては、刑事罰を認知していなかった企業が約3割、個人は約7割強。)

◆著作権法への理解度と訴訟リスクによる抵抗感



⇒著作権法に馴染みがないグループは、訴訟を受けることに対する抵抗感が弱い傾向にある。

(E群とそれ以外の回答群との平均値の差は統計的に有意。)

ヒアリング調査結果

◆著作権法に対する理解度

○以下のような著作権法に関する理解不足による誤解からの侵害実態が報告された。

- ・**プロモーションの目的**であれば自由利用が認められる。
- ・**結婚式やパーティー**における利用にも著作権法第30条(私的使用目的の複製)の適用がある。
- ・**書籍の3分の2をそのまま複製して公衆送信**しても第32条(引用)の適用がある。

◆訴訟における当事者のコスト

○懲罰賠償制度や法定損害賠償制度などが無いため訴訟によって得られる賠償額が大きくなりにくいことや、訴訟に要する費用を敗訴者に負担させることができないことがある現状では、訴訟によって得られる便益が訴訟コストを下回るため侵害対策に費用をかけられないとの報告。(日本レコード協会からは、年間約1億円の侵害対策費用に対し、損害賠償等により回収できる金額は年間300万円程度しかないとの報告。)

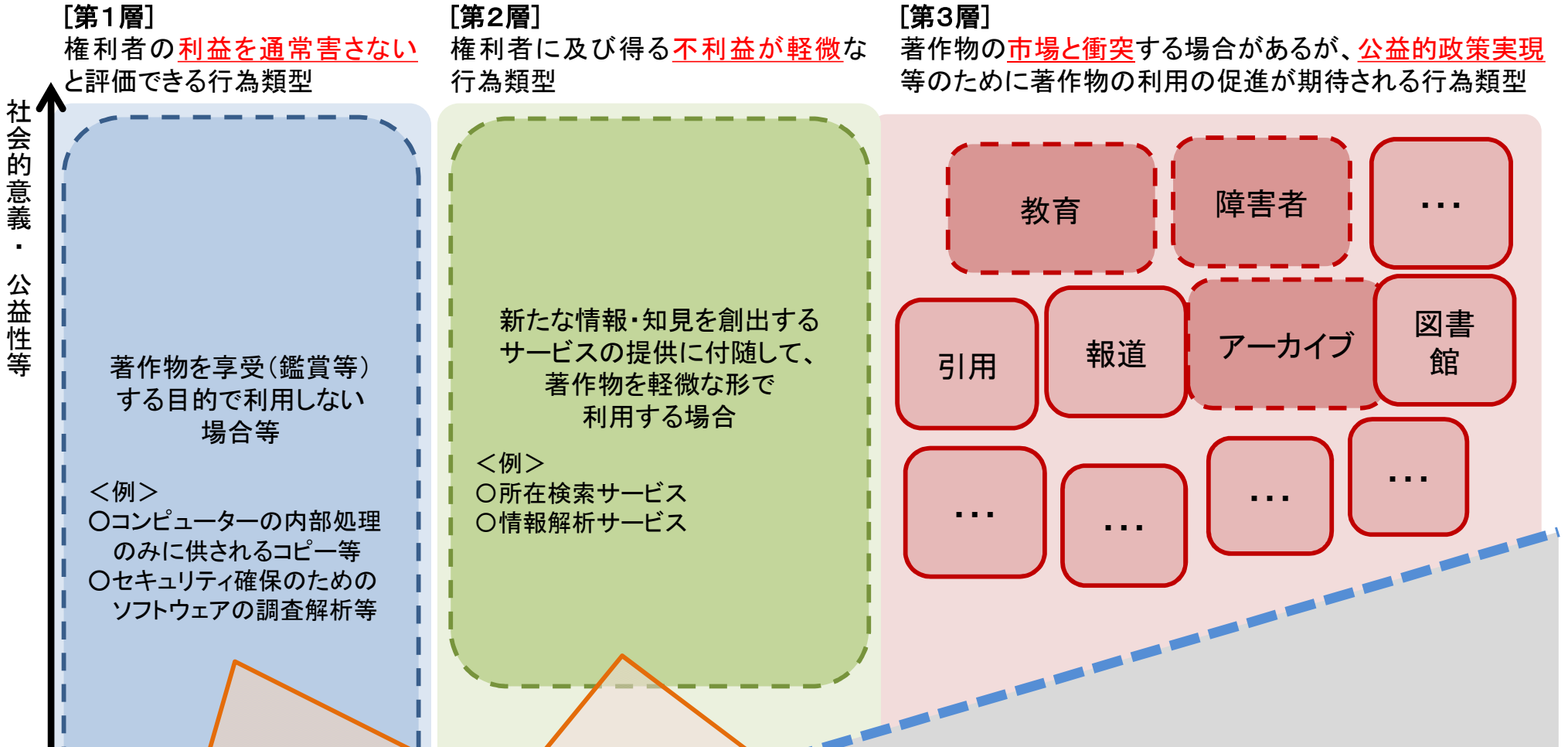
○訴訟の当事者になることでレピュテーションが低下するおそれがあることなどから、訴訟の提起自体を忌避せざるを得ないとの報告。

⇒訴訟コストと便益といった直接的な側面、レピュテーションの低下といった間接的な側面から、我が国では米国と同程度に積極的に訴訟を提起するような土壌にはない。

(※)平成28年度文化庁委託事業「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究」
(調査対象: <企業> 上場企業3,693社(回答: 469社(12.7%)), <利用者団体> 学校、図書館、公益法人、社会福祉法人、医療法人2,471団体(回答: 618団体(25%)), <個人> インターネット調査(回答総数20,004人))

権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



【「柔軟な権利制限規定」を整備】
著作物の表現を享受しない行為や、情報処理技術を用いて新たな知見や情報を生み出し付加価値を創出するサービスにおいて、付随的に軽微な形で著作物を利用する行為を広く可能に。
⇒ AI、IoT、ビッグデータを活用したイノベーションを創出しやすい環境を整備し、「第4次産業革命」を加速。

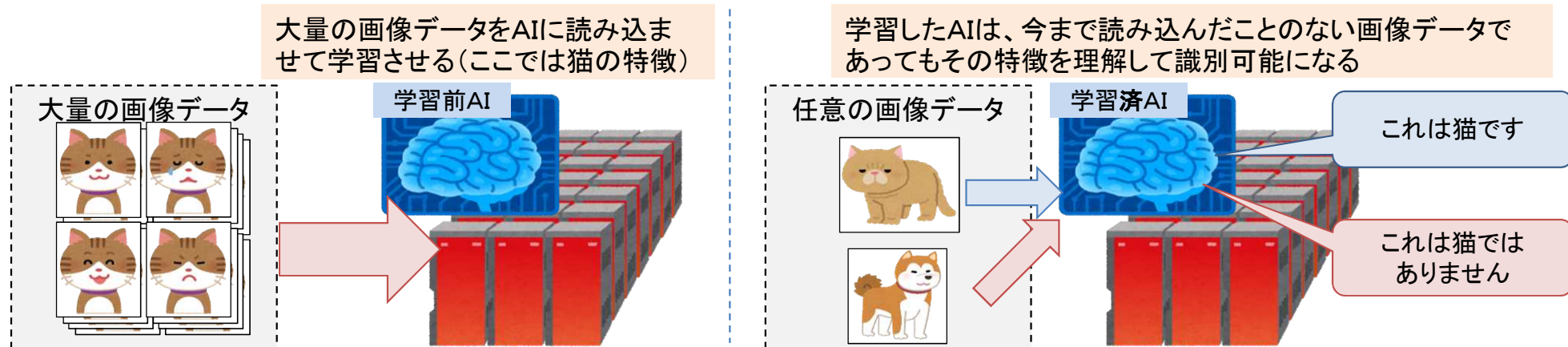
**権利者の利益を
不当に害する領域**

権利者に及ぶ不利益 →

「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

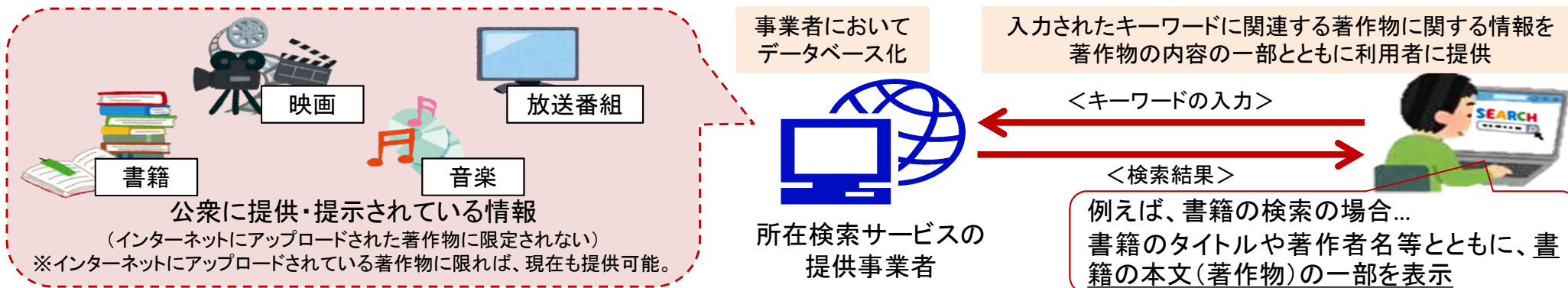
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。



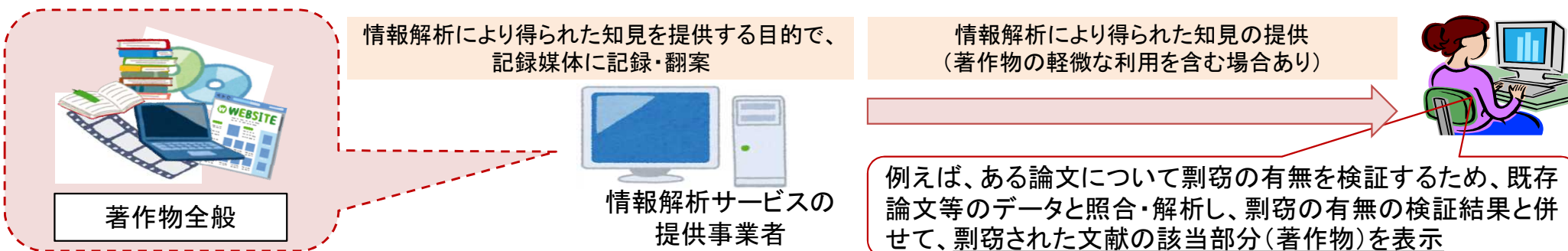
所在検索サービス

広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス



情報解析サービス

広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス



「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

○現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
 ○今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

30条の4 (著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用)	AI開発 (ディープラーニングの一部)	47条の7 (電子計算機による情報解析のための複製等)
47条の4 (複製機器の修理・交換のための一時的複製)	47条の5 (サーバー管理者による送信の障害防止や効率化等のための複製)	サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)
47条の8 (電子計算機におけるキャッシュのための複製)	ネットワークの機能向上のためのキャッシュ	47条の9 (ネットワークを通じた情報提供準備に必要な情報処理のための複製等)

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

所在検索サービス	情報解析サービス
47条の6 (インターネット情報検索のための複製等) 書籍検索 Etc Etc Etc	論文剽窃検証 Etc 口コミ分析 Etc Etc Etc

<新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

新30条の4
(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
 詳細はスライド10

新47条の4
(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)
 詳細はスライド11

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

新47条の5
(新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等)
 詳細はスライド12

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に関する権利制限規定(新30条の4)(第1層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用(30条の4)

➡ 目的が「**技術開発**」等に**限定**されているため「**基礎研究**」等が**対象外**となる可能性

- 電子計算機による情報解析のための複製等(47条の7)

➡ 情報解析の方法が「**統計的**」な解析に**限定**されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「**代数的**」「**幾何学的**」な解析が**対象外**となる可能性

利用方法が「**複製・翻案**」に**限定**されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為(「**公衆送信**」等)が**対象外**となる可能性

- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)

- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(著作物の享受を目的としない行為)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(新30条の4)

【条文の骨子】

包括的に規定

著作物は、次に掲げる場合その他の当該**著作物に表現した思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。**

利用方法は限定せず

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

どのような行為が上記に該当するかをわかりやすく示す観点(予測可能性の確保)から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

「電子計算機における著作物利用に付随する利用等」に関する権利制限規定(新47条の4)(第1層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

<現行法>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

●電子計算機におけるキャッシュのための複製(47条の8)

●サーバー管理者による送信障害防止等のための複製(47条の5)

➡ 目的が「**送信障害防止**」等に限定されており、送信が円滑又は効率的に行うためのキャッシュには様々なものがある中で、この**限定に該当しないものは対象外**となる可能性
「複製」に限定されているため分散処理(グリッドコンピューティング)等「**公衆送信**」を伴うものが**対象外**となる可能性

●ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等(47条の9)

●複製機器の保守・修理のための一時的複製(47条の4第1項)

●複製機器の交換のための一時的複製(47条の4第2項)

➡ 「**同機種**」への交換に限定されているため「**類似機種**」への交換は**対象外**となる可能性

●サーバーの滅失等に供えたバックアップのための複製(47条の5)

●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

<新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

●電子計算機における著作物の利用に付随する利用等(新47条の4)

【条文の骨子】

<Ⅰ. キャッシュ等関係>

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。

利用方法は限定せず

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない**。

- ①電子計算機におけるキャッシュのための複製
- ②サーバー管理者による送信障害防止等のための複製
- ③ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等

予測可能性確保の観点から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

<Ⅱ. バックアップ等関係>

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない**。

- ①複製機器の保守・修理のための一時的複製
- ②複製機器の交換のための一時的複製
- ③サーバーの滅失等に備えたバックアップのための複製

包括的に規定

「新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等」 に関する権利制限規定(新47条の5)(第2層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第2層**は、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型であることから、**社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定**するとともに、**権利者の正当な利益保護のための一定の配慮**を行いつつ、**相当程度柔軟性のある規定**を整備。現行規定も整理・統合。

＜現行法＞

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

●インターネット情報検索のための複製等(47条の6)

➡ 対象となるサービスがインターネット情報検索に限定されているため、アナログ情報も含めた検索サービスや情報解析サービス(「書籍等の検索サービス」「論文剽窃検証サービス」等)の他のサービスは対象外。

●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(社会的意義の認められる電子計算機により新たな知見・情報を創出するサービスのための軽微な利用)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

＜新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」＞

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

【条文の骨子】

社会的意義の認められる利用目的で
大きくりに範囲を画定

著作物は、**電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出する次に掲げる行為を行う者(政令で定める基準に従う者に限る。)**は、**必要と認められる限度において、当該情報処理の結果の提供に付随して、いずれの方法によるかを問わず、軽微(※)な利用を行うことができる。**

利用方法は限定せず

権利者の利益への一定の配慮

(※)利用される著作物の割合、量、表示の精度等を総合考慮の上で判断。

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**

- ① 所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)
- ② 情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

現在想定される利用目的を明記しつつ、将来のニーズにも対応できるようバスケット条項を整備(明確性・法的安定性の確保と対応の迅速性の観点から政令に委任)

※上記の準備のためのデータベースの作成等も権利制限の対象。

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い

権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



権利制限あり(無許諾・無償)

(著作権法第35条第2項)

遠隔合同授業のための公衆送信



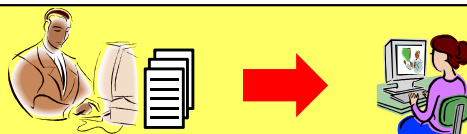
対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信

今回の改正範囲

その他の公衆送信全て

権利制限なし(許諾を得て利用)

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27～28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

検討過程における議論

教育関係団体の主な意見

- 学校の授業の過程における著作物の公衆送信を広く権利制限の対象とすることを要望する。
- 補償金について、現行法上無償の複製・公衆送信は引き続き無償とし、その他の公衆送信についても極力低廉なものにすることを要望する。
- 補償金支払に係る手続上の負担を低減するため、補償金の徴収分配体制についても簡便な仕組みを構築することを要望する。
- 各学校や教育委員会等が教職員に対する著作権の普及啓発に努めることが重要であり、各団体でも取組を促進していきたい。

権利者団体の主な意見

- 諸外国では学校での著作物の複製・公衆送信のいずれも補償金の対象となっている。創作サイクルの循環には対価の還元が重要であり、権利制限の拡大を図る前に、現行法を見直して、複製にも補償金制度を導入すべき。
- デジタルの場合は違法に拡散される危険性が高く権利侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念する。
- 現時点でも教育機関で法が適切に運用・解釈されていない実態があり、まずは教育機関において著作権法について周知を行うべき。

文化審議会の検討結果

- 学校等の教育の公益性に鑑み、公衆送信を広く権利制限の対象とすることが適当。
- 今日の複製機器等の普及状況を踏まえると、教育機関における著作物利用は、複製・公衆送信のいずれも著作権者に軽微とは言えない不利益を及ぼしており、諸外国の状況を見ても、複製・公衆送信のいずれも補償の必要性が認められる。
- しかし、現在無償で行える行為を補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねない。
- このため、今回の制度改正では、教育機関における手続的負担を軽減しつつ（支払窓口の一元化等）、新たに権利制限の対象とする公衆送信のみを補償金の対象とすることが適当。（現在無償で行える行為の取扱いは将来の課題。）

今般の法改正

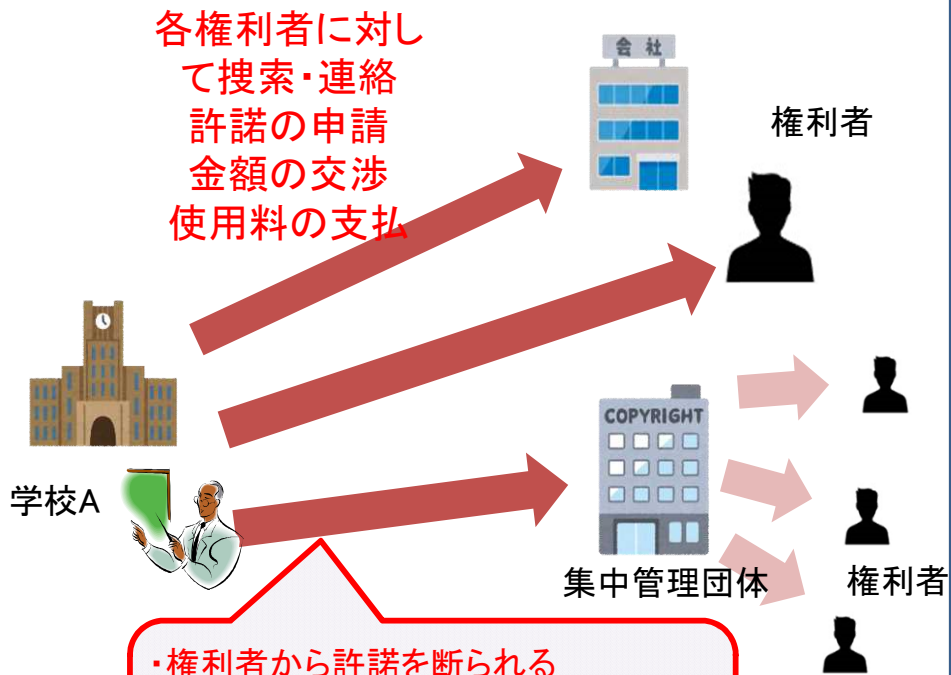
- 教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことを可能とする。
- その際、現行法上無償の行為（複製等）は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信について一元的な窓口への補償金の支払を求める。

学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い(※)

※現在権利制限の対象のものを除く。

現在

著作物毎に、利用の都度許諾を得ることと対価を支払うことが必要

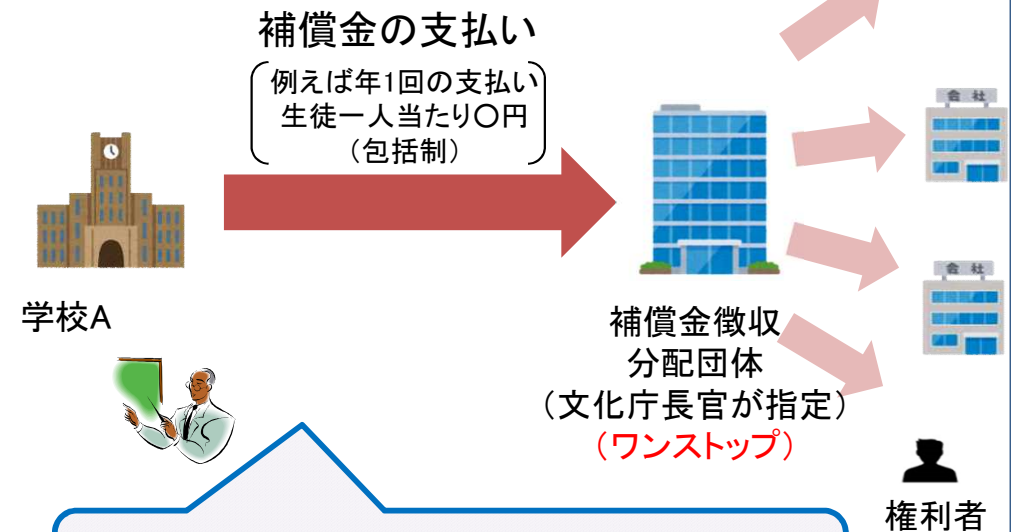


- ・権利者から許諾を断られる
- ・権利者の連絡先が不明
- ・集中管理されていない権利者が多い
- ・手続きが煩雑で授業に間に合わない

改正後

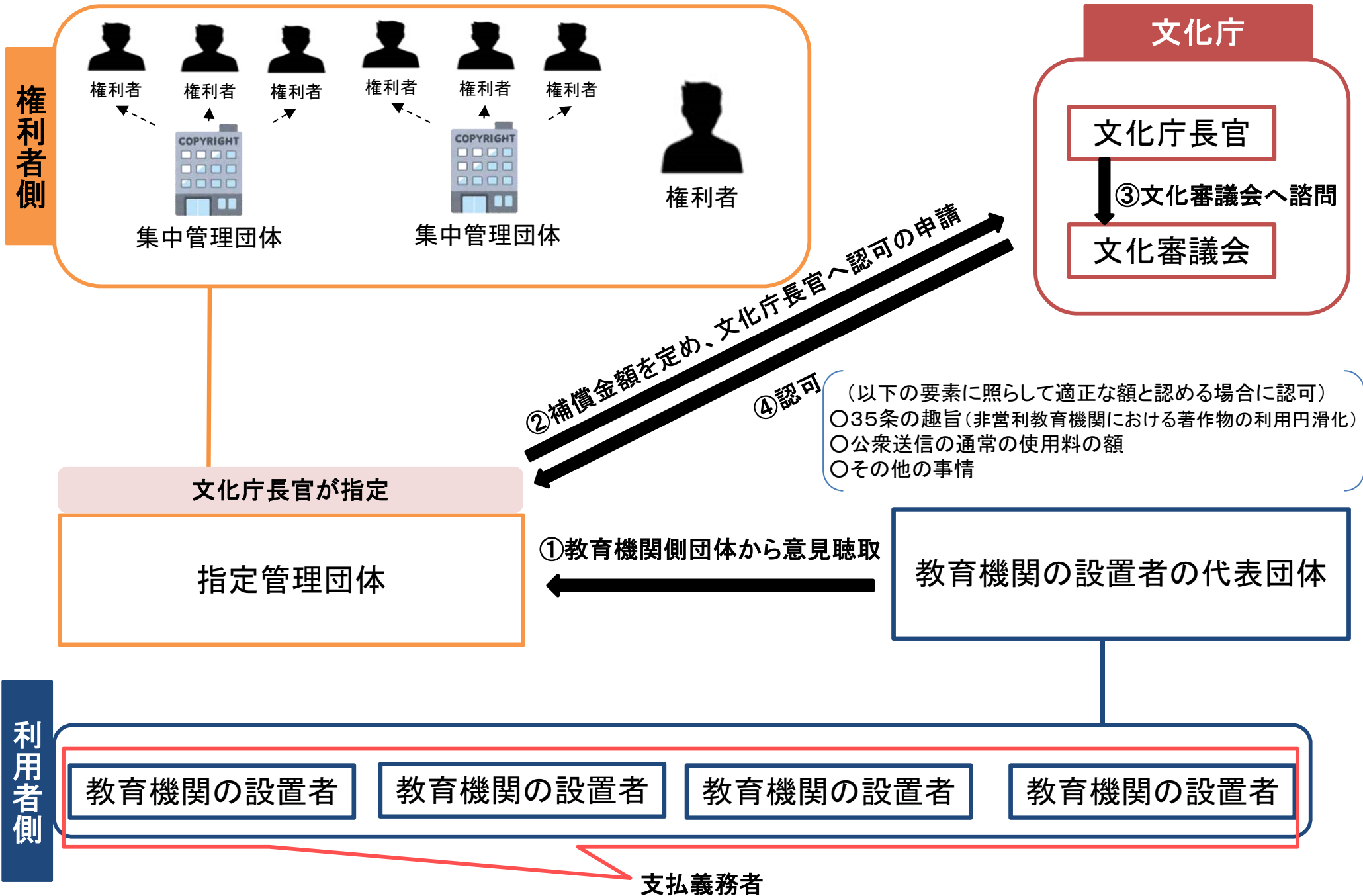
権利制限により、ワンストップの窓口にて一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。



- ・権利者に相談なく自由に利用可能
- ・簡便な手続き

補償金額の決定手続のイメージ



規制改革推進会議における議論について

規制改革推進会議投資等WGでの意見

- 「遠隔合同授業」と「同時双方型の遠隔授業」で著作物の利用形態に差はないため、補償金について制度上の差異を設ける合理的な理由はない。差異を設けると遠隔教育やICTの導入を妨げてしまうのではないか。これらについて、制度上差異をなくすか、運用上解決すべき。
- 過去に制度上の差異があるからこれからも差異があり続けるというのは許容できない。
- 「対面授業」の場合でもコピーならお金は不要で公衆送信なら必要となると、大きなゆがみが生じる。補償金を取るなら両方取るべき。教育現場の反対があるなら、1・2年の激変緩和措置にすることを明示し、準備期間を置いた上で両方同じ扱いにすることを考えるべき。

文部科学省の考え

- 「遠隔合同授業」と「同時双方型の遠隔授業」のための公衆送信、「対面授業」のための複製、公衆送信のいずれも、著作権者に軽微とは言えない不利益を及ぼしており、補償の必要性が認められる。このため、本来的には差異を設けず、全て補償金の対象とすることが適当。しかし、教育関係団体からは、制度上差異が残るとしても、現在無償で行える行為（複製、遠隔合同授業のための公衆送信）は無償を維持してほしいとの要望がなされており、これを補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねず、教育関係者の理解を得ることも困難。
- 今回の制度改正は教育現場にとって現在必要な権利処理の負担を大幅に軽減するものであり、学校等の遠隔教育を含むICT活用の推進に資するもの。制度上の差異は残るが、権利者・教育関係者の意見を聴いてとりまとめたものであり、権利者の利益の保護と利用の円滑化のバランスに配慮する観点から、最も望ましいバランスの取れたものとする。

考えられる法制度上の選択肢のメリット・デメリットの比較

選択肢	①公衆送信を広く権利制限の対象とし、複製も含め 全て補償金の対象とする	②公衆送信を広く権利制限の対象とし、複製等は無償を維持しつつ、 今回新たに権利制限を行う公衆送信のみを補償金の対象とする 【今回の改正】	③公衆送信を広く権利制限の対象とし、複製・公衆送信の全てを無償とする
政策の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎公衆送信の権利処理が不要になり、手続的負担を大幅に軽減 ◎権利者の正当な利益の保護に資する ◎諸外国との制度の調和が図られる ○利用行為による制度上の差異がなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公衆送信の権利処理が不要になり、手続的負担を大幅に軽減 ○権利者の正当な利益の保護に一定程度資する ○諸外国との制度の調和が一定程度図られる △利用行為による制度上の差異がある程度残る 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公衆送信の権利処理が不要になり、手続的負担を大幅に軽減 ×権利者の正当な利益の保護が図られない ×諸外国との制度の調和が図られない ○利用行為による制度上の差異がなくなる
フィージビリティ (関係者の理解)	<ul style="list-style-type: none"> ○権利者団体の理解が得られる ×教育関係団体の理解が得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ◎権利者団体、教育関係団体の理解がともに得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ×権利者団体の理解が得られない ○教育関係団体の理解が得られる

Ⅲ. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備【第37条関係】

- ・現行法上、視覚障害者等のための書籍の音訳等は、権利制限規定により、権利者の許諾なく行うことが可能(第37条)。
- ・今回、マラケシュ条約(※)締結のために必要な規定の整備として、この受益者の範囲を拡大し、**肢体不自由**のために書籍を保持したりページをめくれない人など、**障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象**とする。

(※)マラケシュ条約：視覚障害者や判読に障害のある者のための著作権の制限及び例外等について国際的な法的枠組みを構築し、視覚障害者等による発行された著作物の利用機会を促進することを目的とする条約。(平成28年9月発効)

Ⅳ. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等【第31条、第47条、第67条等関係】

○作品の展示に伴う美術・写真の著作物の利用【第47条関係】

美術館等が作品を展示する際、作品の解説・紹介をするために、**タブレット端末のような電子機器**に美術・写真の著作物を掲載することを可能とする。また、美術館等が展示する作品の情報を**インターネット**で紹介する際、美術・写真の著作物の**サムネイル画像(小さな画像)**を合わせて提供することを可能とする。

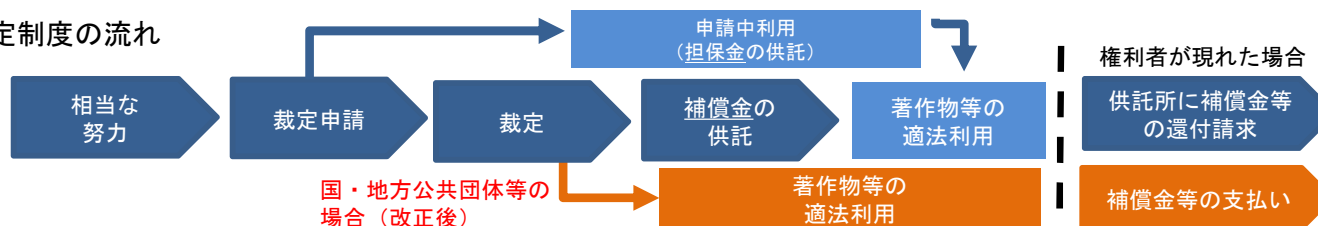
※現行制度上、美術館等が作品を展示する際、観覧者のために、作品の解説・紹介をするための小冊子に美術・写真の著作物を掲載することが可能。

○著作権者不明等著作物の裁定制度の見直し【第67条等関係】

著作権者不明等著作物の利用を円滑化するため、権利者と連絡がとれた場合に補償金等の支払を確実に行うことが期待できる**国や地方公共団体等**については、**事前の供託を求めないもの**とする。

※現行制度上、著作権者が不明である等の理由により、権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、著作物を利用することができる。

【参考】裁定制度の流れ



○国立国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送信【第31条関係】

外国における日本研究の発展等に貢献することを目的として、国立国会図書館が**外国の図書館**にも絶版等資料を送信できるようにする。

※現行制度上、絶版等の理由で入手困難な著作物は、国会図書館の図書館送信サービスを通じて日本各地の公共図書館等に当該資料を発信することが可能。